

令和4年5月吉日

栗原市内 観光物産事業者 各位

一般社団法人栗原市観光物産協会
会 長 二上 達也
(公印省略)

第3弾地元応援ビジネスホテル等^得キャンペーンクーポン券加盟店の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の業務に際し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当会では、栗原市より委託を受け「第3弾地元応援ビジネスホテル等^得キャンペーン」のクーポン券加盟店を下記のとおり募集を行います。多数のご参加をお待ちしております。

敬具

記

1. 事業概要 栗原市が企画する新型コロナウイルス感染症支援制度の一環として栗原市内のビジネスホテルや旅館等の宿泊者に対して、宿泊料金の千円を割引し、併せて食事・土産等の代金として千円分のクーポン券を配布し、栗原に来訪された方に栗原で食事、おみやげ等で利用いただきます。
2. 実施期間 令和4年6月1日(火)～令和5年2月28日(火)
3. 発行総額 7,000,000円
※クーポン額面500円×2枚×7,000名
4. 加盟方法 別紙「クーポン券加盟店登録申請書兼誓約書」へ必要事項を記入し一般社団法人栗原市観光物産協会 事務局宛にご持参いただくか FAX 又は郵送・メールにて申請お願いします。
※キャンペーン期間中は随時受付致します。
5. 精算方法 使用済クーポン券と所定利用明細を請求書に記載し当会へ提出後、指定口座へ振込を行います。

一般社団法人栗原市観光物産協会

住所 〒989-5612 栗原市志波姫新熊谷 284 番地 3

TEL : 0228-25-4166

FAX : 0228-25-4182

E-mail : kurihara-kb@grace.ocn.ne.jp

事務局担当 松平 きらら

第3弾地元応援ビジネスホテル等㊦キャンペーン

クーポン券加盟店 募集要項

事業概要 栗原市宿泊事業者等支援制度「第3弾地元応援ビジネスホテル等㊦キャンペーン」の一環として栗原市内のビジネスホテル等の宿泊者に対して、宿泊料金の1千円を割引し、併せて食事・土産等の代金として1千円分のクーポン券を配布し、栗原に来訪された方に食事、おみやげ等で利用していただきます。

実施期間 令和4年6月1日（水）～令和5年2月28日（火）

※利用7,000名に達した時点で終了。

クーポン券発行について

- ◆栗原市内ビジネスホテル、旅館等に宿泊いただいた方、1泊一人あたり1000円分のクーポン券を配布します。 クーポン券 額面500円×2枚 総額7,000,000円発行
 - ◆クーポン券は事前に加盟店の登録を行った参加事業者のお店、事業所等で、飲食やお買物、その他サービスに使用できます。
 - ◆使用期間は宿泊施設宿泊日から起算し一週間（7日間）です。
※宿泊日は宿泊施設にて記載します。（例）6月1日（水）宿泊 使用期日6月7日（火）まで
 - ◆使用上の注意事項
 - ・利用期日の記載のないもの、利用期日が過ぎたクーポン券は無効となります。
 - ・クーポン券でのお買い物等には、釣銭は支払われません。
 - ・クーポン券は現金と引き換えることは出来ません。
 - ・クーポン券番号のない商品券は無効です。
 - ・取扱店舗記載欄が記入済のクーポン券は無効です。
 - ・クーポン券の盗難、紛失または滅失に対して、発行者はその責任を負いません。
 - ・クーポン券の転売を禁止します。
 - ◆次の用途では使用できません。
①不動産 ②有価証券、前払式証票その他の金融商品 ③商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの ④たばこ ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑥国税、地方税、使用料その他の公租課税
 - ◆精算方法について
 - ・使用済クーポン券と所定利用明細を請求書に添付し当会へ提出後、指定口座へ振込を行います。
- ※①クーポン回収（月末㊦）翌月15日払い ②クーポン回収（15日㊦）月末払い

【お問合せ 登録申請先】

一般社団法人栗原市観光物産協会 （受託事業者）

TEL：0228-25-4166 FAX：0228-25-4182

E-mail：kurihara-kb@grace.ocn.ne.jp 事務局担当 松平きらら

一般社団法人栗原市観光物産協会

会長 二上 達也 殿

[申請者]

所在地

事業者名

代表者氏名

印

第3弾地元応援ビジネスホテル等得キャンペーン クーポン券加盟店登録申請書兼誓約書

わたしは栗原市宿泊事業者等支援事業「第3弾地元応援ビジネスホテル等得キャンペーン クーポン券加盟店募集要項」の内容を遵守して、適切な事業実施を行うとともに、次の登録外対象施設に該当しないことを誓約し、加盟店登録に申請します。

1. 登録対象外施設

(1) 栗原市外に所在地を有する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をおこなう施設

(3) 次の事業者が経営に関与する施設

ア. 暴力団（栗原市暴力団排除条例（平成24年栗原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行うもの若しくはこれらと密接な関係を有する者

イ. 法令及び公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行っている者

2. 申請内容

施設名称		
施設所在地	〒	
担当者氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	
振込先変更	変更有 ・ 変更なし ※ 変更ありの場合下記振込先に記入してください	
クーポン 精算金 振込先	金融機関名	支店名 預金種類 普通 ・ 当座
	ふりがな 口座名	口座番号

3. 申請について 一般社団法人栗原市観光物産協会事務局宛に郵送またはEメールでお送りください。

【提出書類】①クーポン券加盟店登録申請書兼誓約書 ②振込口座のわかるもの（通帳の写し、金融機関・支店名・預金種類・口座名義・口座番号が記載されたもの）

※前回のキャンペーン加盟店で、口座に変更がない場合は②の提出は不要です。